

2. 揚網機等への巻き込まれ事故の防止対策（漁具等の揚収中）

使用前に作業位置の確認、何かあったら回転停止！

◆ 巻き込まれ事故の特徴

調査結果より、巻き込まれ事故の大部分は、揚網機等が故障するなどの特別な状況で発生するものではなく、今立っている場所・今行っている作業の延長上で、いつもと違う行動をとったときに発生することが多いと言えます。

◆ 巻き込まれ事故の再発防止

揚収中、運転中の揚網機等に巻き込まれた60件の調査報告書では、再発防止策が68つ指摘されており、これらを整理すると、大きく7つの防止策に分類できました。作業者の意識および行動により防止することができる対策として、「作業位置の確認」「揚網機等の回転を停止」「複数人での作業」「服装」「揚網機等の使用方法の遵守」の5つの防止策は、54の指摘があり、全体の約8割（79.4%）を占めています。また、設備増設による対策として、「自動停止装置の設置」「安全に対する装置（カバー等）を設置」の2つの防止策は、14の指摘があり、全体の2割（20.6%）を占めています。

揚網機等を使用して揚収を行う場合は、作業位置を確認し、何かあったら揚網機等の回転を停止し、万が一、巻き込まれた場合でも緊急停止できる装置を設置しておくといった対策を行うことで事故を減らすことができるものと思われます。

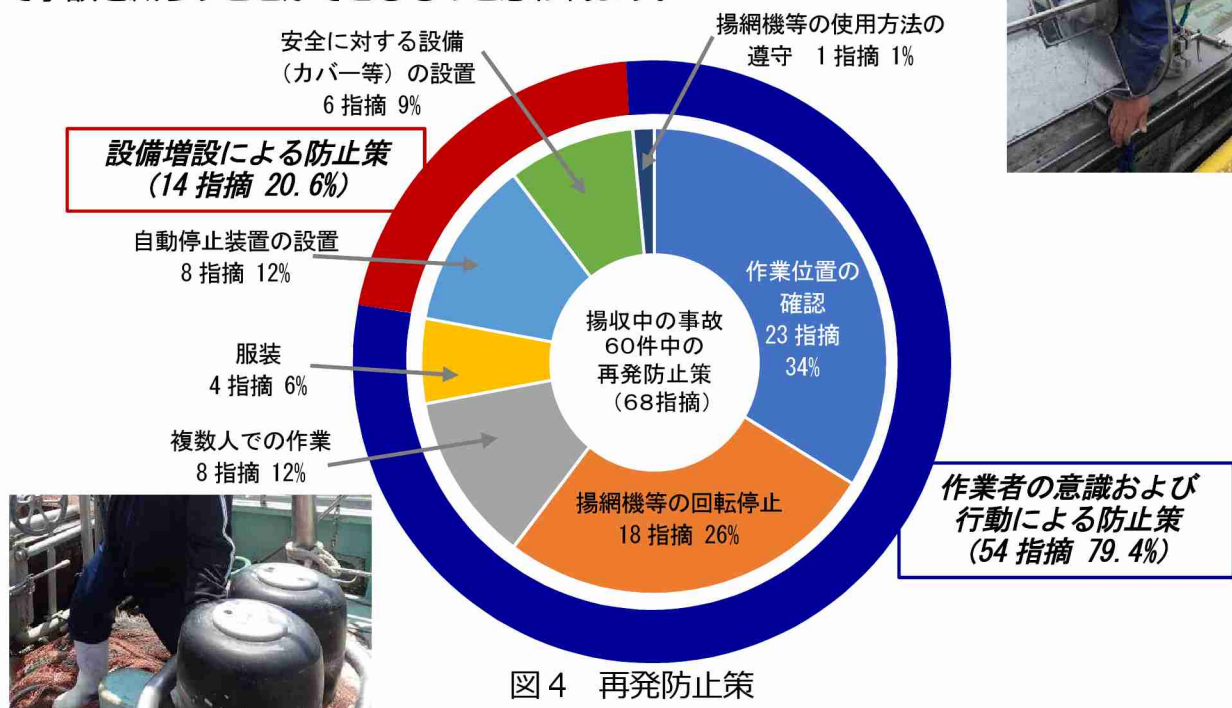


図4 再発防止策

次のページで紹介する「事例1」では、再発防止を図るため

「運輸安全委員会は、まき網漁船および棒受網漁船でサイドローラに巻き込まれて負傷する事故が多発している状況に鑑み、水産庁長官に対し、同種事故の形態および再発防止について周知を行うとともに、サイドローラの緊急停止装置の導入を含め再発防止策の実施を働きかけるよう意見を述べています。（令和元年8月29日発出）」